

平成30年12月5日

各 位

会 社 名 五洋インテックス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 大脇 功嗣
(JASDAQ・コード7519)
問 合 せ 先
役 職 ・ 氏 名 取締役管理部長 檀上 浜爾
電 話 0568-76-1050

株主提案に関する書面の受領について

当社は、平成30年11月26日付で開示しました「株主による臨時株主総会の招集請求に関するお知らせ」に記載のとおり、平成30年11月20日付で当社株主である株式会社BTホールディング、鈴木洋氏、株式会社木村建設及び木村永浩氏（以下、これらの株主を総称して「請求人ら」といいます。）から臨時株主総会の招集請求（以下、「本請求」といいます。）を受けているところ、当社株主である北西 忠氏より、次回開催の臨時株主総会、又は次回開催の臨時株主総会の目的とすることが困難である場合には、平成31年6月開催予定の定時株主総会における株主提案権の行使に関する下記内容の書面（以下、同書面による株主提案を「本株主提案」といいます。）を、平成30年12月4日付で受領しましたので、お知らせいたします。

なお、平成30年12月3日付で開示しました「株主による臨時株主総会の招集請求に関する途中経過」に記載のとおり、当社は、本請求の理由・経緯、本請求に掲載されている各取締役候補者及び監査役候補者のご見識・ご経験並びに当社役員になった場合に当社の常勤の役員となる予定の有無等について書面にて請求人らに対して質問するとともに、各取締役候補者及び監査役候補者との面談の申入れを行っており、本請求に対する当社の考え方及び対応の方針につきましては、当該質問に対する請求人らからの回答並びに各取締役候補者及び監査役候補者との面談の結果を踏まえて決定するため、本請求に係る臨時株主総会を招集するかは未定です。

記

1. 提案株主

株主名 北西 忠氏

(注) 北西 忠氏は、当社の発行済株式総数2,020,317株の100分の1以上である32,400株の普通株式を6か月前から引き続き保有する株主であります。

2. 本株主提案の内容

(1) 定款一部変更の件（以下、原文のまま）

現行定款に以下の条文を追加する。

（取締役会の株式に対する責務）

「取締役会は、当会社が上場会社である意味を理解し、当会社株式が株式市場で活発に取引が行われる環境を整備する責任を有し、当会社株式の株価や出来高、売買注文状況等を注視し、株式の流動性が不足している場合は速やかに適切な投資単位の引き下げを行わなければならない。」

(2) 本株主提案の理由（要旨）

現在、当社株式を株式市場で取引しているのは、ほとんどが個人投資家のはずであることから、適正な価格で取引されるためには、個人投資家が売買しやすい投資単位であることが極めて重要に

なる。

平成30年11月30日時点の当社の株価の終値は4,415円であることから、100株単位である当社の株式を購入するには最低でも約44万円が必要となる。

東京証券取引所では、個人投資家が投資しやすい環境を整備するために望ましい投資単位として5万円以上50万円未満という基準を明示しており、また、上場内国株式の発行者に対して、望ましい投資単位の水準以上（50万円以上）で株式が売買されている場合には、事業年度経過後3か月以内に、5万円以上50万円未満の水準へ移行するための、当該発行者の投資単位の引下げに関する考え方及び方針等を開示するよう義務付けている。

当社の株式を購入するのに必要な約44万円は、東京証券取引所が定める望ましい投資単位のほぼ上限であり、個人投資家にとって高額であって、投資することを躊躇してしまう要因となり、それによって、買い需要が減少して株価が低迷する結果となることは明らかである。

従って、最低でも10万円を下回る程度の金額で取引することが可能となるよう、株式分割を行って投資単位を引き下げる措置を講じるべきである。

なお、当社が過去4回に渡り、第三者割当増資で多額の資金調達をしたこと、更に当社のキャッシュフローを分析すると、今後も株式市場を通して資金調達を行う可能性もあることから、株式市場で株式を買い付けた一般の株主を軽視せずに、適切な株価対策を行うことが取締役の責務であり、当社においては必要不可欠であると判断し、提案するものである。

3. 当社の対応方針

本株主提案に対する当社の考え方及び対応の方針につきましては、本請求と併せて、本株主提案の内容を慎重に検討の上、決定次第開示いたします。

以 上